

元気がわら版

庄原市社協だより2016年1月号【Vol.129】

いつまでも安心して暮らせる地域づくりを

～庄原市自治振興区連合会と
庄原市社会福祉協議会が連携協定～



庄原地域のささえあいづくりを考えるつどい



おたがいさまネット

「住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしたい」。これは多くの方々の願いです。こうした願いに応えたいと庄原市自治振興区連合会と庄原市社会福祉協議会は、庄原市長の立ち合いのもと「地域福祉の包括的連携協力に関する協定書」を締結し、今まで以上に自治振興区と社協が手をたずさえて、地域課題の解決にむけて協力して取り組んでいきます。



P1…いつまでも安心して暮らせる地域づくりを
P2…みんなですすめよう！住みよい地域づくり！
P3…成年後見制度（法定後見）とは？
P4…元気報告 庄原・西城・東城・口和

P5…元気報告 高野・比和・総領・介護のワンポイント
P6…よろず相談・お知らせ・おでかけ応援隊寄付
P7…寄付金紹介
P8…地域のものがたり(庄原)・広告

みんなですすめよう! 住みよい地域づくり!

庄原市自治振興区連合会と庄原市社会福祉協議会は、「地域福祉の包括的連携協力に関する協定書」の調印式を庄原市長の立ち合いと、自治振興区や社協の関係者、約50名の参加を得て、12月17日(木)庄原グランドホテルで行いました。

その目的とは

少子高齢化と人口減少が進む庄原市において、自治振興区と社会福祉協議会が地域福祉などの地域づくり活動に、ともに取り組むことを確認し、今まで以上に連携を強化し、地域の課題解決に協力していくことを目的としています。

このことにより、住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせる地域づくりをめざします。

協定までの取り組み経過

【庄原市社会福祉協議会】		【自治振興区・自治振興区連合会】	
H27 5月	理事会・評議員会へ提案し了承	H27 6月	社協から連合会長へ提案 連合会教育民生部会長・副部会長へ説明
7月	理事会へ取り組み経過の報告	7月	連合会教育民生部会です承
11月	理事会で協議し議決	10月	連合会理事会です承 連合会全員協議会・臨時総会で議決
12月	評議員会へ報告		

協定書とは

自治振興区・社協が有する経験、実績、手法、支援事業等を活用し、相互に連携して地域課題の解決に取り組むことを相互に認める基本となるものです。

協定の締結者は

(1) 締結者

庄原市自治振興区連合会

会長 藤谷 善久様

庄原市社会福祉協議会

会長 山内 文雄

(2) 立会人

庄原市長 木山 耕三様



庄原市自治振興区連合会
会長 藤谷 善久様

庄原市長
木山 耕三様

庄原市社会福祉協議会
会長 山内 文雄

協定の内容は

地域福祉等、地域づくりの推進を協力して取り組むことを主な内容としています。

協定後の取り組み

地域に必要な互助の仕組みづくりに向け、地域の必要に応じて、自治振興区・社協が話し合い連携して進めていきます。

さらに、それぞれが開催する研修会の相互参加や意見交流会の開催も実施していきます。

成年後見制度 (法定後見)とは?

ものごとを適切に決めることが一人では難しくなった場合に、ご本人の思いを大切にしながら、財産や生活についての重要なことを決める人「成年後見人等」を家庭裁判所が選び、ご本人が不利益にならないように守る制度です。

Q どんな人が利用できるの?

A ● 認知症や障害などによってものごとを適切に決めることが一人では難しくなり、財産管理や生活全般において支援が必要になった人が利用できます。
※判断能力の程度によって、補助・保佐・後見の3つの制度があります。

Q どんな支援をしてくれるの?

A ● 訪問などにより、ご本人の状況に変化がないか見守りをします。
● ご本人の生活に必要な契約や費用の支払いの手続きをします。(施設入所・病院の入院契約や福祉サービスの利用料の支払いなど)
● ご本人の財産管理をします。(預貯金の管理や不動産の管理・処分、遺産相続の手続きなど)
※補助・保佐・後見のいずれかによって支援内容が異なります。

Q どうすれば利用できるの?

A ● ご本人の住所地を担当する家庭裁判所に、必要な書類を整えて提出します。(以下「申立て」といいます)。
● 申立てができる人は、ご本人、配偶者、四親等以内の親族、市長などです。
※申立てから成年後見人等が決まるまでの期間は、3ヶ月程度です。

Q 誰が支援してくれるの?

A ● 家庭裁判所が選んだ成年後見人等が支援します。
※成年後見人等には、親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職や社会福祉協議会などの法人が選ばれることもあります。

Q 費用はかかるの?

A ● 申立てるときに、申立てに必要な書類の取り寄せや手続きに費用がかかります。
● 支援開始後の成年後見人等への報酬金額は、家庭裁判所がご本人の不利益にならないように決めます。

Q 庄原市社協はこの制度利用のため何をしてくれるの?

A ● 制度利用のための相談窓口を設置しています。お気軽にご相談ください。
● 家庭裁判所への申立てについて、側面的にお手伝いします。
● 他に適切な受任者(成年後見人等)がない場合、庄原市社協が受任(法人後見)します。
※ただし、受任条件がありますので、詳細は説明します。

※遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚などに関することについては、かけはしや成年後見制度でも直接の支援はできません。

成年後見セミナーを開催しました

平成27年12月5日、庄原市ふれあいセンターにおいて、有限会社たむらソーシャルネット代表取締役田村満子先生をお迎えして、「成年後見セミナー」を開催しました。

今回は、成年後見人(制度)と家族の関わりについてお話いただきました。成年後見人が選ばれると、全てを後見人がやってくれると思われている方が少なくありませんが、家族や親族でなければできないことなど成年後見人と家族の役割を学びました。

今後も、成年後見制度は、必要性が高まっていくと思われます。成年後見制度も福祉サービス利用援助事業「かけはし」も、社協と利用者との関係だけではありません。

これからも住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、地域の方と共に制度について学習ができる場を作っていこうと考えていますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



庄原地域センター

0824-72-5151

地域で育むふるさとへの想い

敷信自治振興区では、板橋小学校と連携した地域づくり活動“敷信まるごと会議”に取り組まれています。児童と地域住民の交流を深めながら、ふるさとに対する愛着心と誇りを高めることを目的に、花の植え替えや大豆の栽培、友愛訪問など年間を通して様々な交流を実施されています。



5年生を対象に、11月に行われた大豆の脱穀では、地域の方が先生となり脱穀機での作業が行われ、この日を楽しみにしていた児童は一生懸命取り組んでいました。また、3年生を対象とした春と冬の花の植え替えでは、地域の方から「子どもたちの成長が覗えた」などの声も聞かれ、まさに地域で子どもたちを育てられます。これからも地域や学校と連携して、この活動を応援していきます。

西城地域センター

0824-82-2953

「“困った”を“安心”に」



民生委員さんから相談があり、ひとり暮らしの男性のお宅を訪ねました。緑内障の手術後、視力回復に時間がかかるとのことで、近くに家族や親戚もなく困っておられました。見えにくいながらも、食事の準備や洗濯などできる事はご自身でできていましたが、文字を読むことや電話をかけること、買い物もできず困っておられました。そこで、やまびこさんに協力をお願いしました。買い物のお手伝いをしたり、ストーブへ灯油を入れたりやまびこさんの協力もあり、男性も少し安心された様子でした。

「やまびこネット事業」を行うことで、「ひとりではできないけれど、誰かの手伝いがあればできる」そんな“困った”を“安心”に変えるお手伝いができればと思います。

東城地域センター

08477-2-0488

サロン・デイホームで介護予防 ～東城地域ふれあいサロン世話人交流会～

東城地域内のふれあいサロンとデイホーム世話人の交流会を開催し、日ごろの活動について意見交換を行いました。



交流会では、市役所東城支所保健師から認知症予防とサロン活動の関わりを聞いた後、グループに分かれて活動内容や悩みなど意見交換を行い、活動時の課題解決を図りました。また、世話人さん同士で今後もサロンやデイホーム活動を頑張っていこうと確認されました。交流会の終わりには、シルバーリハビリ体操指導士さんの指導により、シルバーリハビリ体操を体験し、参加者からは「今後は定期的に体操指導を受けて、介護予防に役立てたい」と話されていました。

口和地域センター

0824-89-2320

「手作りのしめ縄でお正月」

介護予防事業「喜楽塾」の参加者さんが、毎年恒例となっている「しめ縄」づくりを行いました。この行事は、喜楽塾発足当初から「自分の家に飾るしめ縄は自分で作りたい」との思いで、参加者の皆さんがずっと続けてこられたものです。近年では縄ないの得意な参加者さんが先生となって、みんなで協力し合いながら作業されています。やはり現役時代に培った腕が鳴るのでしょうか？お茶の時間や昼食も忘れるくらい没頭され、社協事務所の玄関に飾る立派なしめ縄も制作して寄贈くださいました。



やはり、心がこもった手作りのしめ縄で迎える新年は格別です。作業後は「これで来年もみんな元気で集まれるねえ。」と言いながら、忘年会で一年間を締めくくりました。

高野地域センター

0824-86-3044

「少しずつ…」

町内で歌の好きな仲間が集まり、昨年10月に「ポコアポコ(意味:少しずつ…)」を結成、練習を重ね、11月の「町民文化祭」でデビュー。そして、この度、社協の実施する事業に来てくださり、「クリスマスの歌」を参加者の皆さんと一緒に歌われました。

参加者の皆さんからの、「良かったよ。ありがとう。」の声にポコアポコの皆さん、「これからもしパートリーを増やし、少しずつ、頑張っていく予定です。」と言われていました。そして、「歌の好



きな仲間も募集していますよ。」「町内で声がかかれば、何処にでも行きますので、ぜひ、呼んでください。」と言われていましたので、地域の集まりやサロン等でも呼ばれてはいかがでしょうか。

ポコアポコの皆さん、これからも楽しく活動をしていただき、地域を元気にしていただきたいと思います。

比和地域センター

0824-85-2300

「美味しいお餅にみんな笑顔！」



例年がない晴天の12月8日「共同作業所ゆめのいえ」でお餅つきをしました。ゆめのいえの活動を知ってもらい、平素から応援していただいている事に感謝の気持ちを込めて、毎年行っています。今年もたくさんのボランティアさんや住民の皆さんが参加して下さいました。「よしよ」のかけ声に、つき手と返し手の息もぴったり！できあがりも早いので揉み手も大忙しでした。つきたてのお餅をぜんざいや豚汁にして食べ、「やっぱり餅は杵つきじゃね」「美味しいね」など会話も弾みます。地域の皆さんと交流することで心も身体も温かいひとときになりました。これからも「ゆめのいえ」は地域の一員として自分たちができることを頑張っていき、また交流事業を通して皆さんにお返ししていきたいと思ひます。



総領地域センター

0824-88-2796

「知っておこう！いざという時のために」

昨年の暮れ、運転ボランティアさんを対象に研修会を開催しました。今回は、備北地区消防組合甲奴出張所にご協力いただき救急時の対応や心肺蘇生法、AEDの使用手順などを詳しく指導していただきました。いつ誰がその状況に遭遇するかわかりません。万が一の時に適切な対応が出来るようにと、参加者からも気になっていたこと、知りたいことなどを納得のいくまで質問されていました。



その後、福祉車両の冬用タイヤ交換を行いました。総領地域センターでは毎年ボランティアさんがタイヤ交換を手伝ってくださいます。日頃からいろいろな場面でボランティアさんに支えられている総領地域センター。ボランティアさん、いつもありがとうございます。



元気に過ごす
ポイント

冬こそ水分を！

寒い時期になりました。連日乾燥した天候が続き、冷たい風が身にしみる季節ですね。この時期、健康に過ごすポイントのひとつは、乾燥を防ぐことです。

身体の中でも水分を必要としている場所は粘膜です。

風邪を引いていないのに鼻水が出る。唇が乾く、目がシパシパして疲れやすいなどは、体が乾燥しているサインです。

目が疲れると、首が硬直して神経が過敏になる傾向があるようです。水分には保温力もあり、不足すると体は冷えやすくなってしまいます。体は、寒い時期でもあり、ある程度の水分を保っていないと体温の維持が難しくなり、それが巡り巡って免疫力も低下するそうです。

体の乾燥を防ぐためには、当たり前ですが水分補給です。とは言っても、あまり冷たくなく、適度な塩分のあるものの方がいいでしょう。

入浴などで、汗をかいたらしっかり水分補給をしましょう。疲れた目には蒸しタオルも効果的です。

寒くて汗をかいていないと思っても、意識して水分補給をして、寒い冬を乗り切りましょう。



よろず相談 のご案内



相談は、24時間365日職員が対応しています。
相談は無料です。なお、夜間から早朝（緊急時等）は、下記の専用電話にご連絡いただくと担当者に
取り次ぎます。

緊急時等専用電話 ☎080-5239-4085

- 法律相談（弁護士相談）
※予約制で一人の相談時間が30分以内です。
 - 日時：2月5日（金）・19日（金）
 - 場所：庄原市ふれあいセンター（庄原市西本町四丁目5-26）
相談時間は12:45～15:45です。
- 司法書士相談
※予約制で一人の相談時間が45分以内です。
 - 日時：2月10日（水）
 - 場所：庄原市ふれあいセンター（庄原市西本町四丁目5-26）
相談時間は13:00～16:00です。

相談内容はつぎのとおりです。

- 不動産の名義変更
- 成年後見
- 相続登記・遺言
- 会社の登記
- 借金の整理
- 簡易裁判所訴訟代理等

その他の相談にも応じています。
お近くの地域センターにお問い合わせください。

お知らせ

第3回 元気な地域づくり研修会

「できること」「好きなこと」を活かしてみませんか？

日時 平成28年2月12日（金）
13:30～16:00

会場 庄原市ふれあいセンター

内容 ★Aコース★ 得意なことを活かそう！
「助け上手、助けられ上手」
～関わり方のコツ～



★Bコース★ 魅力ある広報誌を作ろう！
「伝わる写真 ～撮り方のコツ～」
講師：サイモリフォトスタジオ
齊森 大助さん



対象 どなたでも参加できます。
参加無料

申込 2月3日（水）までに
下記へご連絡ください。

申込・問合せ先

庄原市社会福祉協議会 地域福祉課
☎(0824)72-7120

12月1日から31日までの間に、おでかけ応援隊活動に協力いただいた皆さんです
継続して協力いただいた皆様、新たに協力いただいた皆様、ありがとうございます。

庄原地域

Zakka & Cafe 生活や様
(有)光永様
セブンイレブン庄原西本町店様
大沢 忠夫様
四水 薫様 2口
国際ソロプチミスト庄原様 2口
(株)長岡本社様
フィッシングショップぬまた様

qua felice hair & make様
福軸商工(株)様
(有)今岡工務店様
(株)グリーンウィングさとやま様
いさ味 ISAMI様
田邊 昭代様
廣田工務店様

西城地域

藤田自動車工業有様 2口

東城地域

川村 純義様

高野地域

匿名様

比和地域

(有)比和自動車様
匿名様 2口

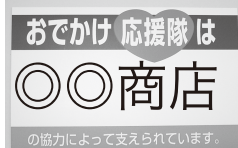
総領地域

隅井 幹男様
匿名様
匿名様

この活動は、車椅子使用の方など、公共交通機関の利用による移動が困難な方を対象に、福祉車両による移送サービスや車両貸し出しを行い、通院やおでかけなど、要援護者の外出支援を行うものです。

利用者と家族が、住み慣れた地域の中で心豊かに自立した生活が送れるよう支援し、在宅福祉の推進を図っていますが、福祉車両の管理やこの活動を継続運営するにあたって、活動資金が必要です。障がいのある方やその家族を総合的に支援するため、ご協力ご支援をお願いします。年度途中でも随時受け付けておりますので詳しくは、お近くの地域センターへお電話ください。

協力いただいた方の店舗・自宅に、このステッカーを貼っていただいております



このマグネットを貼って、おでかけ応援隊の車（福祉車両）が走ります

市民レポート

地域のものがたり



ミュージカルに魅せられて

●レポーター名
山内町にお住まいの 曾根 智子さん

平成21年に大阪府から、ふるさと山内町にUターンしてきました。庄原に帰ってからは毎年、いろいろな年代の人達と交流しながら『こどもミュージカル』に参加し、住民のみなさんの協力や優しさに触れています。



『こどもミュージカル』と出会ったのは中学生の時、**「不思議の国のアリス」**に初めて出演しました。その時からミュージカルの魅力にとりつかれ、大阪で**「ボディートーク協会」**の研修生として、歌と踊り、演技、そしてミュージカルの根底にある体ほぐしのやり方を2年半学んでいました。『こどもミュージカル』を通して住民の皆さんの心と体を元気にできたら良いなと思っています。

庄原市のように『こどもミュージカル』活動が続いている地域は少ないと聞きます。遠く岡山県から参加される方もおられて、「庄原は素晴らしいな、庄原に生まれて誇らしいな。」と思



い、戻って来て良かったと思っています。

演技を通して自分を表現することはとても楽しく、大勢のこどもさん達にも同じ喜びを味わってみたいと思っています。ミュージカルを通して新しい出会いやふれあい、貴重な体験をさせていただいていることに感謝しています。

これからも毎年参加し、少しでも庄原の文化に貢献したいと思っています。

広告

**一人で悩まないで
まず相談してください。**

業務のご案内

- 不動産の名義変更
- 成年後見
- 相続登記・遺言
- 会社の登記
- 借金の整理
- 簡易裁判所訴訟代理等

● 詳しくはホームページに書いています。

庄原 司法書士

司法書士 **飯田 一生**
(広島司法書士会所属)

広島北部司法事務所 (訴訟代理権認定第524014号) (司法書士登録番号828号)
〒727-0013 広島県庄原市西本町四丁目20番17号 バルナッシュB2階 TEL0824-72-2315 (要予約)

学生の皆さんへ

専門学校や短大・大学へ通う学生の皆さん、社会福祉協議会でボランティア活動をしてみませんか。ご希望の方は、庄原市社会福祉協議会へご連絡ください。